

令和6年度第2回東久留米市地域自立支援協議会

令和6年7月30日

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。これより、令和6年度第2回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

本日は、小田部委員、松本委員、清水委員、鈴木委員から御欠席の御連絡をいただいております。また、斎藤委員がまだお見えになっておりませんが、過半数の委員出席がありますので、本日の会議は成立しております。

また、本日は、東京都心身障害者福祉センターが実施しております東京都相談支援従事者現任研修における事前課題の一つといたしまして、研修受講者の方が見学にいらしておりますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料を御確認ください。議題に入る前に資料の確認をお願いいたします。

一番上の資料が本日の次第でございます。

続きまして、資料1、令和6年度東久留米市第6期障害福祉計画PDCA表。

資料2-1、株式会社恵の不正行為等への対応について。資料2-2、社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果です。

配付資料は以上になります。不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

挙手がないようなので、進めさせていただきます。

会を進めるに当たっての注意事項です。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。御発言の際は着席のままで結構でございます。また、議事録上、公開の際は、会長や委員等、職名での記載となります。

本日の会議終了時刻は15時30分を予定しておりますが、予定時刻より早く終了することもございます。

それでは、ここからの進行は会長をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 改めまして、本日はよろしくお願いいたします。

まず、本日の傍聴者についてですが、先ほど事務局から御案内がありました

とおり、東京都心身障害者福祉センターの相談支援従事者現任研修受講者の方が見学にいらしています。

そのほかにも傍聴の希望者がいらっしゃるということで、事務局には確認していただいていますので、お認めしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、入っていただけてください。

そのほかにはいらっしゃるんですね。もしこの後、希望者がいらっしゃるようでしたら、事務局に確認してもらった上でお認めしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第の1の協議事項に入らせていただきます。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の振り返りについて、事務局より説明をお願いいたします。

**【管理係長】** 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画のPDCA表につきまして御説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、この計画の性格につきまして改めまして簡単に御説明させていただきますと、本市の障害福祉に関する様々な施策につきまして、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的としております。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき作成しているものでございます。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域のサービスの提供体制の確保をするための計画という形になりますので、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画におきましては、令和3年から令和5年度を計画期間としておりまして、令和5年度が最終年となっておりますので、そちらのPDCAをこれから御説明申し上げます。

資料1の令和6年度東久留米市第6期障害福祉計画PDCA表を御覧ください。

めくっていただきまして、1ページ目は、令和5年度に向けた目標の設定というページになります。こちらは、国が定めております基本指針に基づきまして、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等に関する令和5年度末における目標を定め、計画を推進してきたところでございます。第6期計画は令和5年度が最終年となりまして、令和6年度から昨年度の計画策定に御協力いただきました第7期の計画がスタートしているところです。

まず(1)番としまして、福祉施設入所者の地域生活への移行というところになりますが、こちらは、令和5年度末における地域生活に移行する方につきまして、令和元年度末時点の施設入所者の方の6%以上が地域生活へ移行することという目標を定めておりました。また、令和5年度末の施設入所者の方の数を令和元年度末時点の施設入所者の方から1.6%以上削減することとして

おりました。

実績としましては、そちらに記載の表のとおり、令和元年度末の施設入所者の方は94名いらっしゃったところが、令和5年度末92名という形になっております。

目標値が88名というところで、目標達成できていない状況です。地域生活移行者数14名という形で、その中でお亡くなりになられた方が8名いらっしゃったということですが、目標値6名ということで、こちらは上回っている状況なんですけれども、それ以上に施設に入所された方が多かったという結果でございます。

こちらの数字につきましては、一定、例えばグループホームとか地域へ移られる方がいらっしゃるんですけども、逆に待機されている方も相当数いらっしゃる状況でございまして、なかなか地域資源というところで、グループホームで受け入れられる方というところも難しい状況がございまして、先ほど申し上げましたとおり、施設に入所されたいという御希望をお持ちの方も相当数いらっしゃる状況ですので、目標値の達成は現実的にはなかなか難しいところかなと考えております。右側に記載がありますとおり、令和8年度末、現在進行形の計画につきましては、89名ということで記載しているところでございます。

続きまして、2ページ目の(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というところになります。こちら、国の基本指針や成果目標を踏まえまして、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続して行うこととしております。東久留米市におきましては、精神保健福祉ケア連絡会をこちらの協議の場と定めまして、そちらの開催回数と参加者数というところで目標を立てているところでございまして、結果はこちらに記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ目の下段の地域生活支援拠点等の整備というところで、第5期障害福祉計画に引き続きまして、障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」の生活を見据えまして、地域生活支援のための機能はこちらに記載してある6つの機能があるんですけども、こちらには、「障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備について検討を進めてきました」という形で記載しております。こちらはまだ東久留米市におきましては未整備という状況になってございまして、次期の第7期計画におきまして、令和8年度末の実施について検討を進めるという形で記載、計画しているところでございます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等というところになります。こちら、記載のとおり、令和元年度中の人数から一定の割合以上の方が一般就労に移ら

れるという目標を立てているところでございまして、結果的には若干目標には到達していない状況になっているところでございます。ただ、令和5年度につきましてもは届いていない状況なんですけれども、令和4年度等、達成しているところもございまして、一定こちらは計画どおりに進められているところなのかなと考えているところでございます。

続きまして、(5) 相談支援体制の充実・強化等というところで、「障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に向け、基幹相談支援センターの整備について検討します」と記載しているところでございます。

こちらは、相談支援専門員への支援といたしまして、「施設代表者会の相談支援部会における個別ケース相談の実施に加え、国や都などが実施する研修等について情報提供するとともに、市独自の研修会の開催について検討し、地域の相談支援体制を強化することを目指します」と記載しているところですが、基幹相談支援センターにつきましても、現在、東久留米市では未設置の状況となっております。次期計画、第7期の障害福祉計画におきまして、令和8年度末までに設置するというところで記載しているところでございます。本年度または来年度中に、そちらの設置に向けまして具体的な検討を進めるところでございまして。

また、こちらに記載しております施設代表者会の相談支援部会を今年度からこちら地域自立支援協議会の相談支援事業所連絡会としまして新しく位置づけまして、そちらで上げられた地域の個別の方々の課題を地域課題として取り上げて、地域の今後の課題を検討していくというところで改めて整理したところでございます。

続きまして、5 ページ目、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築というところでございます。こちらにも書かれておりますとおり、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者様が参入されている中で、障害福祉サービス等の利用実態を把握し、利用者の方が真に必要なサービスを提供できているか検証を行うことが望ましいという形で国の指針に示されているところでございます。

本市におきましては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用しまして、職員の知識や理解を深めるとともに、過誤請求をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組といたしまして、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向や、東京都が実施しております指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づきまして、施設代表者会などの機会を通して事業者様へ助言指導を行っていくこととしております。

こちら、第6期の令和5年度の数字につきましては、職員が研修に参加した人数という形で数値を記載しているところでございます。

また、施設代表者会も、なかなか定期的に行われていない状況ではあるんですけども、そちらの中で東京都の指導内容や、過誤の状況というところで情報提供を行ったところでございます。

一旦こちらで御説明は終了とさせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

私から一つ、いいですか。5ページの障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築で、本文の上から2行目で、国の指針では、検証を行うことが望ましいと示されていますが、この場合の検証の主体と検証の方法の例みたいなものが決められているのか、もし分かれば教えてください。

【管理係長】 今、具体的に国の指針が手元にないというところで、正確なお答えが難しいんですけども、基本的には、下に2段落目で記載しておりますとおり、各種研修等の活用と、請求の過誤をなくすための取組というところと、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向等という形でここに記載しているところが、国の指針において記載されているところでございます。

障害福祉サービスはかなり煩雑な制度になっているというところで、事業者様も御苦労されているところで、市としてもなかなかその全てを把握するというところが困難な部分はあるんですけども、こちらは、職員もそういったところで知識を積み重ねていって、適正な請求審査ができるように努力しているところでございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、御質問や御意見がおありの委員はいらっしゃらないでしょうか。

では、ボリュームも多いので、まずは先に行かせていただきます。続きをお願いいたします。

【管理係長】 続きまして、6ページ以降を御覧ください。こちらから各サービスの事業量の見込みとなっております。こちらは、事業量の見込みでありますので、目標値ではなく見込み値ということで御理解いただければと思います。

まず、6ページ・7ページ目が訪問系サービスとなっております、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護という形になってございます。

まず、居宅介護のほうですが、こちらは括弧内が見込み値という形で、その

左側にある数値が実績値という形になっているんですけども、居宅介護につきましては、見込み値が実績値を上回っているという状況でございます。

こちら、第6期の期間に関しましては、かなり新型コロナウイルスの影響を受けているという部分もありまして、実際の傾向とは若干異なるところがあることを御理解いただければと思うんですけども、これは人数的には比較的横ばいで、利用時間はかなり増えているという形になってございます。

重度訪問介護につきましては、基本的に使われている方が継続して使われているという状況でございます。

続きまして7ページ、同行援護、行動援護です。こちらも比較的横ばいの状況というところではあるんですけども、その一番下の部分、訪問系サービスの見込量確保に向けての方策というところにも記載があるんですけども、「福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます」と記載しているところでございます。特に、この自立支援協議会の中でもお話が時々出るところではあるんですけども、精神のヘルパーさんが特に不足されているというところもありますし、同行援護・行動援護のヘルパーさんも不足されているというところがありますので、これからそういったところでどうやって地域として確保していくかということが課題になるかと思えます。

取りあえず、訪問系サービスとしては以上となります。

**【会長】** ありがとうございます。

ただいまの訪問系サービス等の説明につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

**【委員】** 相談支援をやっているんですけども、実際、現場で訪問支援というところでヘルパーさんが本当に不足しているんですよ。支給決定は出てもサービスにつながらないで、「もうちょっと待ってください」、「待っていてください」ということで、市内に事業所の数はあるんですけども、高齢者のサービスはやるんですけども、障害のほうは単価が安いからとか、身体介護はついていないからちょっと難しいとか、さらに今、精神の人などは比較的ドタキャンが多かったりするので、ヘルパーさんも生活があったりとか、その時間帯をせっかく空けていたりする中でドタキャンを結構されてしまうんですよ。そういうことも含めて、どうにも精神のほうはやりたくないというところが多かったりして、新規で今受けてくださる事業所がもう今3件ぐらいなんですよ、東久留米市内で。あとはもう精神には、僕が電話したら「駄目です」みたいな感じで断られてしまうので、そこをもうちょっと、支給決定が出るのはとても

ありがたいんですけども、まずやってくれる方がいないとどうにもならないので、そこを考えていかないと、そういうものも自立支援協議会とかで協議しながら、いかに受けていただけるようにするかということをやっていかなければいけないのかなと思います。

また、これは東久留米だけでなく、近隣全部なんですけれども、東村山もそうだし、西東京、小平などにも当たるんですけれども、それとやっぱり地域の、もちろん地域を越えてやってくれるところもたまにあるんですけれども、本当に数撃ってやっと「いいですよ」と言ってくれるぐらいで、ほぼやってくれないというところが多いので。あと相談支援の集まりなどでも皆、東京都全体でもヘルパーがいないよねという話はするんですけれども、ではどうしようかというところまではなかなかつながらないので、他地域で何か自立支援協議会で高齢者のほうのサービスをやっている事業所をお願いに行って、「障害もやってくれませんか」という活動をしていたことがあるんです、以前僕は。それで何件か、「ではやりますよ」ということもあったりしたので、何かそういうことも地道にやっていかなければいけないのではないのかなと思います。

以上です。

【会長】      ありがとうございました。

関連して御発言等おありの方、いらっしゃいましたらお願いいたします。委員、お願いします。

【委員】      同行援護や移動支援のヘルパーも同じようになかなか担い手がないというところで、同行援護についても、うちの事業所でも年齢の高い方々にヘルパーとして活躍していただいているような状況です。

この同行援護の資格を取るにしても、自腹を切って研修に行って取得するという流れになってきていまして、あとはもう費用対効果でいうとなかなか、安定した収入を得ることは非常に難しいというのが実情です。なので、若い方々のヘルパーさんがなかなかつかない、やりたいという方がいらっしゃらなくて、一通り働いてきて、何か社会貢献とか、いろいろな力になりたいという方が資格を取得して、同行援護のヘルパーになりたいという方が結構多いという実情があります。また、なりたいんだけど、費用がかかるところで躊躇される方もいるというところで、ほかの自治体でも、例えば市の主催で何かそういった研修とか育成といった機会を設けていただけるのも一つかなというところで、ほかの自治体でもやっているというのは聞いたこともありますので、何か御検討いただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

【会長】      ありがとうございました。

ほか、いかがでしょう。

事務局で何か答えることができれば、お願いします。

【管理係長】 今、御意見いただいたところを含めまして、あとは東京都とか国のほうでも人材確保の取組というところで補助が出ている部分もございませので、そういったところも情報提供をさせていただきながら、市として何かできることも継続して考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

訪問系サービスについて、そのほか御発言がおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。委員、お願いします。

【委員】 これは、精神の人たちはキャンセルが結構多い。さっき言っていた高齢者とのつながりは社協がやっている法人連絡会で取れるので、何かキャンセルしたらまた次の人という仕組みができるといいのかなと思う。そうすると、金銭的な、つまり価格が安いとかというのものもあるのか、その辺を教えてもらえれば。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 キャンセルしたときに、大体キャンセル料というのは設定されているんですけども、結構皆、事業者の方が優しくて、取らなかつたりするんです。なので、キャンセルするんですよ。ちゃんと取ってしまえばいいと思うんですよ、本当に。駄目なんだよというのを分かっていたかかないと、というところと、あとは僕らが計画相談を立てるときに、そのキャンセルの部分で本人たちにちゃんと説明していくというところも必要なのかなと思います。ちゃんとキャンセル料を取るところもあるんですけども、それは事業所の規定によって全然金額も違ったりするので、1,000円ぐらいだったり、ちゃんと1,500円取ったり、3,000円ぐらい取ったりするとか、なので、その辺はもうちょっと厳しくてもいいのかなとは思いますが、それでも。

以上です。

【委員】 取りあえず、介護関係のところともその話、移動支援の手が足りないということで話してみるといいのはやってみようかなと思うので、また何かやり取りしながら、いい仕組みが取れたらいいのかなと思っているので、よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、日中活動系サービスの説明をお願いいたします。

【管理係長】 引き続き、8ページ以降が日中活動系サービスとなります。

こちらから幾つかピックアップして御説明させていただければと思います。

8 ページ目の上段ですが、生活介護でございます。こちらは御覧いただきますとおり、毎年度、利用者の方は増えている状況でございます。特別支援学校の卒業生の方とか、利用希望の方の需要はかなり高まっている状況ではあるかなと思うところはあるんですけども、なかなか新規の事業所さんが開設されていないという状況がありますので、生活介護の事業所さんにつきましては、市としても、開設していただけませんかというところで進めているところでございます。

続きまして、9 ページ上段、自立訓練（生活訓練）のところですが、こちらは、精神障害のある方、知的障害のある方が対象のサービスとなっているんですけども、こちらは今まで増え続けてきたところで少し横ばいになってきているという部分になります。市内の事業者さんが自立訓練からまた別のサービスに変えられたというところもありまして、少し横ばいになっているところはあるんですけども、こちらは下のほうに書いてあります宿泊型自立訓練です。こちらは特に変わりはないんですけども、次期計画では、宿泊型自立訓練は基本的に自立訓練（生活訓練）の一部ということで、第7期の見込みが一緒になっております。

10 ページ以降が、就労系サービスになります。こちらの就労移行支援を見させていただきますとおり、第6期の実績としましては、少しずつ増えている状況ではございます。ただ、こちら若干新型コロナウイルスの影響を受けたところがございまして、利用者としては、第5期から伸びが止まっているという状況でございます。あとは、さいわい福祉センターさんでも就労移行支援を行っているんですけども、そちらはかなり利用者さんが今少なくなっている状況がございまして、基本的に市外に行っていらっしゃる方が多いという印象になっております。

下段の就労継続支援（A型）のほうは、基本的にはずっと続けていらっしゃる方が多くて、人数は変わらないという状況です。

11 ページに行きまして、就労継続支援（B型）の事業所です。こちらはいわゆる作業所という形になるかと思えますけれども、基本的には増え続けている状況になっております。市内の事業所の数も、ここに来て何件か立て続けに開設されたというところがありまして、比較的、空いている事業所さんも多いというか、選択できる状況にはなっているのかなというところがございます。

あとは就労定着支援です。こちらを着実に使われている方が増えてきている状況になっております。

あとは12ページの下段、短期入所です。短期入所は、一番新型コロナウイルスの影響を受けまして、利用者さんは第6期に関しましてはかなり減少していた状況でございます。ただ、昨年度あたりから大分利用も回復してきているところございまして、サービスとしても今不足している状況で、需要も多い事業になりますので、こちらも日中サービス支援型のグループホーム等もできたところではあるんですけども、需要に対応できるような形で市としても確保に努めていければと考えているところでございます。

日中活動系サービスにつきましては以上となります。

【会長】 ただいまの説明につきまして御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃるいましたら、お願いいたします。

委員、お願いいたします。

【委員】 生活介護と短期入所を御希望される方がとても多くて、生活介護に関しては、久留米特別支援学校を卒業された方が生活介護を希望されても、市内で行き先がないというのが現状で、ほとんどの方が市外に行かれています。だから、先ほど係長のほうからも「いろいろ考えます」とおっしゃってくださいましたけれども、結構逼迫した問題ではないかなと思います。

短期入所も、利用したくても場所がないというのと、あとその場所が遠かったりすると日中作業所に行けないのではないかとか、いろいろな条件が重なってなかなか利用はできないという現状があるので、市としても我々事業者としても考えていかななくてはいけないのかなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、関連して、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】 数字だけで検討するというのは、なかなか中身が見えないんですよ。どのぐらい生活介護をずっと続けているのかとか、結構、うちの生活介護に来る人の話では、一般就労が難しく、B型に行って難しく、生活介護に来るといふか、結構転々としている状況が利用者の方の中にも少しずつ増えてきているのかなと思うと、数だけで検討するということは何かもう限界のようなものが来ているんですね。この数字の中での課題みたいなものを抽出するには、もうちょっと具体的な中身を出していかないと検討にはならないのかなと思っているんですけども、そこら辺を委員の皆さんはどう思うのかなと思って、聞きたいなと思っています。

【会長】 関連して御発言おありの委員、いらっしゃるでしょうか。

今の委員のお話、まさに数字の中身を検討しなければいけないというのは、そのとおりだと正直感じまして、今いただいた資料で、説明を聞きながら、試しに就労移行支援と就労継続支援のA型の見込み値を一生懸命聞きながら

割り算をしていたんですけれども、就労移行支援の第7期の見込み値は、1人当たりの平均利用日数が全部19日で計算されていて、A型のほうは21日で計算されていて、平均を取ると多分それぐらいになるんですけども、実際に平日ほぼ活動できている、実際に利用できている方と、そうはいかなくてという方が混ざる中で、その平均が19日前後になったり、20日前後になるということを考えると、実態がこの50名程度、20名程度の方々の利用の実態には大分差があって、特に利用を促進したいと考えたときに、多分利用がしにくい方にどういう課題あるいは制約があるのかということを検討することも大事なかなと今伺いながら感じた次第です。これはただの感想です。

委員、お願いいたします。

【委員】 今年の相談支援連絡会議で、市内の社会資源を調べましようみたいな話になっていて、どこまで調べるのかというのは皆さんで相談になると思うんですけれども、利用実績だとか、何をやっているかとか、どういう方を対象にやっているかとか、こういう傾向のある人はここの事業所が向いていますというぐらいのところまで調べられれば、すごくいいなとは思っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

【委員】 私たち親の会も、今、社会福祉法人すぎのこの支持母体ということで、えいぶるとまあぶると就労B型を2つ持っているんですけれども、30年前に高校を卒業して入っていらっしゃった方がまだずっとえいぶる・まあぶるにいらっしゃって、もう明らかに生活介護だよねという人が半分ぐらいいらっしゃいます。なので、本来のB型としての役割がちゃんとなされていないのではないかなと感じるときがありまして、やはり加齢により20代の方と明らかに同じような体力で仕事はできていませんし、ダウン症の方などは体力的にも50代を過ぎると結構がたんと落ちてきたりしますので、本当に、欲を言えばあと2、3か所ぐらい、東久留米市に生活介護がもっと増えて、そちらのほうに皆さん移行して、B型に本来、新卒の高校を卒業された方をちゃんと受け入れられるような体制にしていかななくてはいけないなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

関連して、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】 先ほど委員のほうから数字の、という話がありましたけれども、このB型の1人当たりの平均利用日数が17日とか、令和5年度においては15日となっているんですけれども、多分、精神の方は週3日とか4日の方がいらっしゃって、だけれども知的のところは多分皆さんほぼ5日来られていると

思うんですよね。だから、この数字だけというのはちょっとはてなかなというのを感じています。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 あと、東久留米でも日中の活動の中で、アルコールの依存からの回復者の人たちの作業所があったりとか、あと中途障害の人たちが東村山のところに通っていたりとかしていたんですが、介護保険、65歳問題で、65歳になって介護保険のほうに、デイサービスか、そのほうにという流れがあって、その人たちがデイサービスに行くんだけど、なかなかそこではなじめないの、結局は地域で行くところがないという感じで、もともとは自立支援法の65歳ということが言われる前は、結構そういう障害の作業所に通っていたりとか、中途障害とか、あと高次脳機能障害の人たちのための作業所みたいなものも結構あったんですよね。それが、自立支援法で65歳ということで機械的に介護保険に行って、介護保険ではもうできないからといってどこにも行けないような実情もあるということも、うちのきょうされんの支部の中でも話があって、そういう人たちをどうやって救ったらいいのかということもあるので、数字だけで見るのではなくて、しっかりとニーズに基づいて、その数字が合っているのかどうなのかといったことで追求していかないと、自立支援協議会でのこの確認というのは本当にただ言われて「はい、はい」みたいな感じになってしまうのはいかがなものかなと思うので、そういう議論はここでしっかりと何かできたらいいなと思っています。

【会長】 ありがとうございます。日中活動系サービスにつきまして、そのほかに御発言がおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

では、先に進ませていただきます。居住系サービスについて、説明をお願いいたします。

【管理係長】 日中活動系サービスのところで今お話しいただいたところを受けての一つお話なんですけれども、先ほど委員から、相談支援事業所連絡会議で地域資源のことを調べてみようという形でお話が出ているということだったんですけれども、例えば今年度から自立支援協議会の下での相談支援事業所連絡会議となっているというところで、そういったところで把握されたニーズとか、どういったサービスが必要とされているかというところを自立支援協議会のほうに上げていただくと、一定課題が見えてくるのかなというところもありますので、御検討いただければと思います。

そうしましたら続きまして、14ページ以降、居住系サービスになります。

まず、一番上、自立生活援助ですが、長期入院の方の退院支援とか、グループホームを利用された方が独り暮らしを希望するときの支援という形になるん

ですけれども、市内に事業所がないというところと、サービスの利用は、事業者さんとのマッチングが難しいところもありまして、今なかなか利用がないという状況でございます。

下段の共同生活援助グループホームです。こちらは御覧いただきますとおり、利用は年々増えている状況でございます。東久留米市としてもグループホームの数も大分ここ何年かで増えてきた状況にはあるんですけれども、後ほどお話しさせていただきましても、増えてきたという中で、質の確保が課題になってきているというところがございまして、そういったところでどうやってバランスを取っていくかということが今後の課題かなと感じているところでございます。

施設入所支援に関しましては、先ほど申し上げたとおりとなっております。

以上でございます。

**【会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御疑問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

**【委員】** 質の確保ということでお話がありましたが、この数字だけで追っていくと、今回の恵さんは、後で話ができると思うんですけども、質の担保ということをしっかりしていかないと、利用者や家族がすごく不安を抱いてしまう状況があると思うんですよね。だから、これは町田の例なんですけれども、日中支援サービスのグループホームの場合、自治体も意見書を書くじゃないですか。その意見書を書くときに、しっかり自立支援協議会で話し合うわけだから、その委員を立ち会わせて、本当にそこがいいのかどうなのかということ具体的にしていかないと、多分、恵さんも今度、ほかの企業に受け渡すこともあると思うんですが、それはもう我々ではどうしようもないことなんです。でも、利用者や家族の安心する材料として、認可するのは東京都なんですけれども、意見書は自治体で出すわけだから、そこを、数字を増やすためにどの事業所でもいいですよみたいなことは絶対しないようにしてほしいなと思うんですけれども、どうですか。

**【会長】** これはどこでどういう形で答えてもらえばいいのかちょっと迷うんですが、まずその仕組みの問題として、まさに自立支援協議会で協議することと、実際にその質の確保・担保のために委員会あるいは委員がどこまで関与できるかということなのかなと思いますが、すぐ私が何か答えられることはあまり多くないんですが。

**【委員】** 事例としてなんですけれども、そこは町田では、自立支援協議会

が立ち会って、業者の情報をしっかり入れて、そこは入れたらいけないのではないかということで意見書としては書かなかったという事例があるんです。多分、後でも今回の恵さんの話が出ると思うんですが、この計画の数字だけでは、こうやって増えていくのはいいんだろうなと思われて担当者が意見書を書いたと思うんだけど、もうこれからは本当に質の問題になると思うので、しかも日中支援型だったら自立支援協議会に報告しなくてはいけないわけじゃないですか。我々もその責任があるわけだから、意見書を書くときにしっかりと、事務方だけでやるのではなくて、こういう会議で把握できるようにしてほしいなということで、一応意見です。

【会長】 会の在り方も含めた御意見だと思しますので、少し時間をかけて検討が必要かなとは感じました。

関連して、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】 関連しているわけではないんですけども、自立生活援助に関してなんですけれども、これは結構ほかでは相談支援事業所が兼務でやっていることが多くて、これと地域移行と地域定着をセットで常勤専従でやっている事業所がやっていて、これは加算の対象の兼務扱いにはならないそうなんです、これと地域定着・地域移行に関しては。ほかの兼務をすると加算の対象外になるんですけども、なので、東久留米で少ないのは、兼務の事業所がほとんどだというところが問題なのかなとは思っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。すみません、この質疑は私が答えるべきでもないのかもしれませんが、もし何か御発言等おありでしたらお願いいたします。居住系サービス全般について、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは先に進ませていただきます。特定相談支援と地域相談支援につきまして、説明をお願いいたします。

【管理係長】 15ページを御覧ください。特定相談支援と地域相談支援という形で、こちらは障害児相談支援も第6期まで、こちらのページに含まれて記載されております。

相談支援も、基本的にはサービスを利用する際には相談支援を利用してくださいという形になっておりますので、このサービスの利用の増加に伴いまして計画相談・障害児相談支援の利用も増えているところでございます。

地域移行・地域定着につきましては、まだなかなか利用がない状況ではあるんですけども、少しずつ増えている状況なのかなと思っております。

計画相談支援・障害児相談支援につきましては、基本的には、今まで報酬が

なかなか少なかったというところで、それだけでサービスが成り立つかというところが難しいところでごさいます、相談支援事業所としても難しい状況はあるかなとは思いますが、市で新しく何か日中活動系等の事業所さんを開設されるようなときには、相談支援事業所も一緒にやってくださいますかという形でお伝えさせていただきまして、相談支援事業所の確保に努めているところでごさいます。

あとは、今回も見学にお越しいただいていますけれども、相談支援事業所さんは、基本的に今御自身の事業所に通われている方を見ていただいているというところが多いかなとは思いますが、いろいろなところの事業所さんの方を受け入れていただくと、また幅が広がるのかなというところもごさいますので、そういったところも今後連絡会議等で進めていただけるといいのかなと考えているところでごさいます。

以上でごさいます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしやいましたらお願いいたします。

委員、お願いいたします。

【委員】 毎回この話は出てくると思うんですけれども、特定相談の受入れが、使いたい人にとってはなかなか見つからないという事情と、あと事業所についても受け入れたいけれどもなかなかキャパオーバーという実情が出ているというところはずっと続いているという実情なんですけれども、実際、市として今どれぐらいのセルフプランの割合なのか。よくほかの市ではセルフプランが何%とかという形で数字が出ていると思うんですが、今実際に計画相談と事業所が契約しているとか、セルフがどれぐらいかというのは、数字として出せるんでしょうか。

【管理係長】 数字としてはセルフプラン率を出しているところはあるかと思うので、ちょっと今手元に資料がないので、また改めてお伝えできればと思います。

【会長】 ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

【委員】 相談支援事業所の数は東久留米はそれなりにあるんですけれども、受入れがなかなか難しいというところで、そうすると、新しく事業所をやってくれるところを探すというのも一つの手だと思っていて、高齢者のケアマネさんをやっているところに声かけして行って、やってもらった例もあるんですが、これは東久留米市内ではないんですけれども、なので、そういった地道な活動

を一件一件回っていくしかないのかななどと思ったりもしています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

関連して、いかがでしょうか。関連しなくても、特定相談支援と地域相談支援について御発言がおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

では、次の自立支援医療以降のところは、恐らくまとめて説明していただけたらと思うので、お願いいたします。

【管理係長】 16ページを御覧ください。自立支援医療と補装具です。こちらの数字を御覧いただければということになるんですけども、第7期は空欄となっております、こちらは、特に地域の提供体制の確保というものではなくて、あとは国の指針におきましても記載されていない事項となっておりますので、第7期からは記載されていない状況にあります。

【地域支援係長】 17ページ以降の御説明をさせていただきます。こちらなんですけれども、委託相談支援・成年後見制度利用支援になります。

こちらは、委託相談支援につきましては、2か所で変わらずで、成年後見制度については、おととしから首長申立てを行う方はいらっしゃいませんでしたので、ゼロ件となっております。

下段の移動支援事業と、少し先の19ページになるんですけども、日中一時支援事業について説明させていただきます。こちらは、令和5年度の新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、利用者は増加傾向にあります。

続きまして、19ページの⑥手話通訳者・要約筆記者派遣についてです。こちらは、手話通訳者の派遣については増加傾向にあります。理由としては、特定の利用者様で子育て中の方が増えたというところで利用が増えている状況でございます。

19ページ下段の手話奉仕員・手話通訳登録者養成事業ですけれども、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は休講となっておりますが、令和5年度からは全てのクラスが平常どおり開講している状況でございます。

最後に、20ページ、最下段になります移動支援と日中一時支援の説明をさせていただきます。福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況があるということで、人材の確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。その中でも、移動支援の支給基準額なんですけれども、令和6年4月1日付で東久留米市は、身体介護に該当しない方については30分当たり850円から

900円に引き上げられました。

以上でございます。

【会長】 ただいまの説明につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

委員、お願いいたします。

【委員】 お金のことで大変申し訳ないんですけども、移動支援と日中一時の単価があまりにも低くて、人材の確保という以前の問題で、やればやるほど事業所の負担が多くなるというところが実態です。30分50円、1時間で100円上げていただきましたけれども、日中一時に至っては全く変わらず1時間1,600円ですし、最低賃金がどんどん上がる中で、もう何年変わっていない、十何年変わっていないんですね。ちょっとこれは、事業所としては、本当にもうやめようかなというのが正直なところなんです。ただ、利用者さんのニーズが十分よく分かるので、いろいろ、なるべく長い時間利用してくださいとか、そういうお願いをしつつ事業を継続している現状なので、毎年、役所にはお願いをしているんですけども、考えていただきたいというのが願望です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、先に進ませていただいて、余暇活動について説明をお願いいたします。

【管理係長】 21ページ、青年・成人期の余暇活動につきまして御覧ください。

こちらは、計画につきましてはコラムという形での記載になっているんですけども、前回の地域自立支援協議会で、今年度中に特別部会のようなものをつくって検討を進めていくということで確認させていただいたところがございます。来週末に、他自治体の取組というところで、担当者と委員の方向何名かの見学をさせていただくという形になっておりまして、東久留米市としまして、どういった形でこの余暇活動をできるのかということも含めて、検討を今現在進めているところがございます。

余暇活動につきましては、そういった状況でございます。

【会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

委員、お願いいたします。

【委員】 本当にずっと、この計画ができるたびに、この同じ文言で枠だけで終わっていた青年・成人期の余暇活動なので、部会ができて考えてくださるというのは一歩前進だと思っています。

これは、都の包括を使うということも含めてということによろしいんでしょ

うか。

【管理係長】 基本的にはそちらを活用できるような形で進めていければとは考えているんですけども、その具体的などころも含めてこれから検討していければという状況でございます。

【会長】 ありがとうございます。

このほか、いかがでしょうか。

では、第2期障害児福祉計画についての説明をお願いいたします。

【管理係長】 22ページ以降が、第2期障害児福祉計画のPDCA表になります。

記載している内容としましては第2期の内容が記載されておまして、(1)番としまして、重層的な地域支援体制の構築という形で記載がされております。

東久留米市におきましては、公立の児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけておまして、地域の障害児通所支援等を実施されております事業者様と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めているところでございます。

わかくさ学園におきましては、従来行っておりました通所支援、児童発達支援事業と、あと障害児相談支援事業等に加えまして、療育の知見やノウハウを生かしました巡回相談、市内の保育所等、また学校等への巡回相談とか、新たに始めました保育所等訪問支援事業によりまして、地域における療育の向上等の推進に努めているところでございます。

また、(2)番としまして、関係機関と連携した支援というところになるんですけども、わかくさ学園で行っております相談事業と療育、サービスの中での療育ではない親子療育事業、また健康課で行っております乳幼児健診、発達健診等での連携を充実するところで早期療育につなげているところでございます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携しまして、それぞれのお子様に最適な教育が提供できるように支援するというところでございます。

就学時及び卒業時におきましても、支援が円滑に引き継がれることも含めまして、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等と連携を図りまして、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めてまいりますというところでございます。

続きまして、23ページです。特別な支援が必要なお子様に対する支援体制の整備というところで、「重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行っていきます」

と記載しているところがございます。

医療的ケア児のお子様に関しましては、地域自立支援協議会を関係機関が連携を図るための協議の場としているところがございます。令和4年度以降、こちらで市のガイドラインを策定するために皆様にも御協力いただいたところがございます。令和5年2月に、医療的ケア児の方の受入れに関するガイドラインを市のほうで定めておりまして、それに基づきまして保育所とか学校で受け入れるためのガイドラインも策定されたところがございます。その支援に当たった調整のためのコーディネーターの配置という形で、こちらに記載しているところがございます。

また、24ページ以降が事業量の見込みという形になりまして、24ページが児童発達支援、25ページ、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援という形になるんですけれども、いずれもかなり利用は増えている状況となっております。

こちらの要因としましては、お子様の療育に関する情報とか、かなり広がってきたというところで利用が広まっているのかなというところがございます。特に放課後等デイサービスはかなり利用が増えている状況になるんですけれども、利用が増えているというところで、共同生活援助のほうでも申し上げましたけれども、質の確保というところもこちらでは課題になってきているところがございますので、量の確保とともに質の確保を並行して進めていければと考えているところがございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御発言のおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

委員、お願いいたします。

【委員】 ちょっと確認なんですが、わかくさ学園は、わかくさ学園センターということで、乳幼児から学齢期までの子供たちを対象に支援センターとして対応していただけるということで、それと療育と、2つの事業をやっているということでよろしいのでしょうか。

【わかくさ学園長】 わかくさ学園では、今、委員がおっしゃったように、療育の部分でゼロ歳から6歳のお子さん、そして相談のほうでゼロ歳から18歳のお子さんについて対象にして行っております。

【委員】 児童発達支援センターというのは、一応相談ということ、相談事業をやっているということでいいんですか。

【わかくさ学園長】 おっしゃるとおり、東久留米市児童発達支援センター

わかき学園で療育部門と相談部門に分かれて、18歳までの相談を行っています。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、全体でもし何かありましたら、お願いいたします。

【委員】 すみません、最初に言えばよかったんですけども、5ページで、過誤請求をなくすための取組とあるんですが、うちは割と障害福祉課のほうの異動で結構いろいろあったので、障害福祉課のほうでもその辺は引継ぎとかをちゃんとやっていただいているのかなというところで、「職員の理解を求める」という、この「職員」というのは、事業所の職員だけでなく、障害福祉課としても理解を深めていただけるとありがたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

【管理係長】 補足なんですけれども、こちらで記載している職員は、市の職員という意味で「職員」と記載しているところでございます。

【委員】 今、委員のお話を伺いながら、正直、市の組織の中には異動は必ずついて回ると思うんですけども、特に障害福祉サービスに関しては、ここにあるように、職員の方が研修を受けたりとか、研鑽を積んだり、そういう職員の方が、これはちょっと言い方が変かもしれませんが、ある日突然、部署を離れてどっかへ行ってしまったりとか、そういうことがあるように僕は見受けられるんですけども、そういう意味で、そういう研鑽を積んだ職員を、ある意味では長く障害者を理解する立場で支援してくださるという位置づけということは市のほうでは考えておられるのでしょうか。それとも、これはもう単なる異動だから機械的にするんだということなんでしょうか。それなりの職員異動に関する配慮というものはあるのでしょうか。それだけちょっとお聞きしたいんですけども。

【障害福祉課長】 職員の異動に関しての配慮というところでございますが、一般事務職員にしましては、他の部署同様に異動の対象にはなってくるというところでございます。ただし、保健師等、専門職もおりますので、専門職にしましては、一定の限られた部署の中での異動というところもありまして、障害福祉課の経験の長い職員にしましては、一定、そういったところも御配慮をいただきながら、人事の担当部署と調整を行いながら人事異動について対応しているところでございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、振り返りの全体を通して、何か御発言がおありの方がいらっしゃ

いましたらお願いします。

委員、お願いします。

【委員】 本当に細かいところで申し訳ないんですけども、5ページのところの表の第6期と第7期の年度が同じだったりとか、どこだったか、7ページの7期は、全部「令和3年度」になっているんですけども、その第6期も何か、第5期、第6期、第7期が何かよく分からない感じになっているし、その下もそうだし、ちょっと整理していかないと。すみません、お忙しいのでそうなっているのかなと思うんですけども、我々も忙しいので、よろしくお願いします。

【地域支援係長】 議事録をお送りする際にもう一度精査させていただいて、正しく修正したものを送らせていただければと思います。失礼いたしました。

以上です。

【会長】 そのほか、振り返り全体につきまして御発言はおありでしょうか。

ありがとうございました。では、恐らくおっしゃりたいことはまだおありだと思いますが、協議事項は一度ここで切らせていただきます。

それでは、次第の2番、報告事項です。株式会社恵の不正行為等への対応につきまして、説明をお願いいたします。

【地域支援係長】 当市でグループホームふわふわを運営しております株式会社恵につきまして、令和6年6月26日に厚生労働省より報道発表がありましたので、そちらについて御説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。こちら、1ページ目から4ページ目が株式会社恵に関する不正行為の御説明になっておりまして、5ページ以降には改善命令など、株式会社恵に行われた行政処分の資料が載っておりますので、4ページ目までのところを御説明させていただければと思います。そうしましたら、1ページ目に戻っていただきまして、頭から御説明させていただきます。

障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、令和6年6月26日に、愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所（5事業所）の指定取消処分が行われました。

厚生労働省は、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、いわゆる連座制を適用することとし、6月26日にその旨を同社及び関係自治体に通知しました。

これにより、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社及び同社の役員等は、同一サービス等類型内の他の障害福祉サービス事業所の指定更新及

び新規の指定を受けることができないこととなります。最も早い日は、令和6年8月31日が指定取消処分の効力が発生する日となります。

厚生労働省は、同社に対し、6月26日付で、各事業所における指定更新日までの間の障害福祉サービスの確実な提供や、利用者に対する継続的なサービスの確保等について、行政指導したところです。

また、厚生労働省は、令和5年12月22日に同社の業務管理体制の整備についての改善勧告を行いました。正当な理由なく同勧告に係る措置が取られていないと認められましたので、6月26日に業務管理体制の整備についての改善命令を行いました。

事案の経緯です。今回の株式会社恵が行った不正行為に関する経緯を説明させていただきます。

令和5年4月、愛知県より、株式会社恵の運営する複数のグループホームにおいて、利用者が支払う食材料費について過大徴収が行われているとの報告がありました。

厚生労働省は、令和5年6月以降、障害者総合支援法第51条の3第1項の規定により、同社に対して業務管理体制に係る検査を実施するとともに、同年6月に各都道府県・指定都市・中核市に対し、同社の障害福祉サービス事業所の指定権者として同社の運営する障害者グループホームにおける検査等を実施するよう求めるなど、関係自治体との連携の下、対応を進めてきました。

これらの検査の結果、障害者総合支援法第51条の4第1項の規定により、令和5年12月22日、同社に対して業務管理体制の整備に関する改善勧告を行いました。

また、各都道府県は指定権者として同社の事業所の検査を進めてきたところ、6月26日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営する障害者グループホームのうち5事業所について指定取消処分が行われました。

続きまして、株式会社恵に対する対応を読ませさせていただきます。

#### ①連座制の適用。

障害者総合支援法第36条第3項第6号の規定により、障害福祉サービス事業所の指定取消処分の理由となった事実に関して、組織的な関与が認められた場合、いわゆる連座制が適用されることとなります。

愛知県及び名古屋市において、6月26日、株式会社恵の5事業所に対して行われた指定取消処分の理由として、いずれも、食材料費の過大徴収及び障害福祉サービス等報酬に係る不正請求等が認められています。

昨年6月以降、同社に対して行ってきた業務管理体制に係る検査の結果として、食材料費の過大徴収については、本社等の組織的な関与が認められたとこ

ろであり、今般の指定取消処分に伴い、障害者総合支援法第36条第3項第6号の規定による、いわゆる連座制が適用される旨を6月26日に確認しました。

現在事業を行っている事業所に対する連座制適用の効果は、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、指定更新及び新規指定を受けられなくなるというものであり、各事業所の指定更新時までの間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の指定の効力は継続することとなります。

#### ②改善命令。

厚生労働省は、令和5年12月22日に株式会社恵の業務管理体制の整備についての改善勧告を行ったが、正当な理由なく同勧告に係る措置が取られていないと認められたため、6月26日に業務管理体制の整備についての改善命令を行いました。

同社の業務実態については、指定権者である各自治体の検査により、今般、障害福祉サービス等報酬の不正請求などの法令違反事実が新たに明らかになりました。同社において、法令を遵守するとともに業務執行の状況を監査するといった業務管理体制が十分に機能していなかったことの証左であり、確実な改善への取組が求められています。

利用者のサービス確保に向けた対応を説明させていただきます。

#### ①株式会社恵に対する行政指導。

株式会社恵に対しては、障害保健福祉部長名で、6月26日付で以下の事項を指導しました。今後、定期的に同社から、今後の事業に係る状況等の報告を求めることとしています。最初の報告期限は、令和6年7月31日、あしたになります。

以下が指導した事項です。

利用者や家族等に対する現状の丁寧な説明の実施。

同社の運営する各障害福祉サービス事業所において、指定更新の期日が到来するまでの間、確実なサービスの提供。

事業所の利用者に対する継続ケア的なサービスの確保。

過大徴収した食材料費に係る返済の確実な履行。

国及び都道府県等に対する定期的な進捗状況等の報告。

関係自治体との連携について説明させていきます。

各都道府県に対して、6月26日、厚生労働省から以下の事項について通知したところであり、引き続き、都道府県等との緊密な連携の下、必要な支援を行っていきます。

サービスの確実な提供に関する指導の実施。

株式会社恵の事業所の利用者に対する継続的なサービスの確保に関する指導

の実施。

相談窓口設置等による利用者やその家族等への必要な情報提供。

厚生労働省及び同社の運営する障害福祉サービス事業所の指定権限を有する自治体とで構成する連絡会議を設置し、第1回を6月28日に開催する。こちらは7月10日に開催されました。

その他事項としましては、厚生労働省においても、利用者やその家族、関係自治体からの問合せ窓口を設置するといった対応が取られております。

厚生労働省からの報道発表については以上になります。

この後は、東久留米市の事業所に対してどのような対応をしたかを説明させていただきます。

**【管理係長】** 東久留米市内にございますグループホームふわふわに関して、こちらで把握している状況を補足させていただければと思います。

東久留米市のグループホームふわふわは、開設が今年の6月でございまして、開設間もなく今回の件が発覚したという状況でございます。東京都は程なく指導検査に入りまして、市としても同行したところでもあります。これまでの地域自立支援協議会でも何回か情報提供させていただいたところではあるんですけども、ふわふわ東久留米に関しましては、食材料費の不正請求は行われてはいなかったというところがございます。ただ、指導検査の結果、適切でない運営の状況があったというところで、資料2-2でお配りしているところになるんですけども、指導検査の結果につきまして、文書による指摘ということで、下段の指摘がされているところがございます。

7月10日に東京都が主催しまして、グループホームふわふわ東久留米と、あと青梅市にもう一つ事業所があるんですけども、そちらに入所されている方の住居地自治体を対象としまして情報連携会議が行われたところがございます。

その中で、東京都としましては、今後の状況を把握するという意味で、7月10日の前にもう一度現地に東京都が訪れて聞き取り等を行ったというところがございます。今のところ、7月31日が最初の報告期限というところで、まだその報告内容はこちらでも把握していないところではあるんですけども、東京都が今後とも引き続き連携会議を行うということと、あと事業所としましては、入居者の方へ連座制の適用等の通知文書をお出ししている状況でございます。

今のところ、利用されている方は引き続き利用されるという御意向というところと、あと職員も引き続き継続して勤務されるというところはお伺いしているんですけども、事業所として今後もグループホームの運営を継続していく

かというところがまだ不透明なところではございますので、市としまして、事業所の状況を注視するとともに、利用者の支援、事業の継続というところで見守っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【会長】 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等、御発言のおありになる委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

委員、お願いいたします。

【委員】 厚労省の中では、家族相談窓口を設け、設置等による必要な情報提供をすると書いてあったんですけども、それはしないんですか。

【管理係長】 東京都のほうに窓口があるということと、あと事業所のほうでも窓口を設置しているようでございまして、今のところ連絡会議の段階では東京都の直接のお問合せというのは来ていないというところではございました。

市のほうに利用されている方からの個別の御相談ということでは入っているようなんですけども、今のところ、この問題があったという理由かは分からないんですが、お1人退所された方がいらっしゃったんですけども、引き続き入所されている方がいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

【委員】 この愛知のふわふわの発覚した経過というのは知っているんですか。これは、本当に親からの相談があって、独自に民間が窓口をつくって、それをマスコミが、中日新聞が取り上げたことで初めて発覚したんですよね。それまでずっと、痩せ細ったのにもかかわらず、行政も動かない、恵も動かないという、そういう状況の中で、しっかりと窓口は設けたほうがいいと思うし、相談支援部会があるであれば、それをうまく活用するとか、多分、東久留米のふわふわさんを利用しているのは東久留米市在住だけではないと思うので、そういった関係他市の相談支援とも連携を取りながら、利用者や家族を守っていかないといけないのかなと思っているんです。

関東圏にもかなりたくさんあるということで、埼玉の行田市ではもう事業譲渡の動きがあるということなので、多分同じような形態のところ引き継ぐ可能性があるのかなと思うんですが、なかなかそこは、恵もそうなんですけれども、大和ハウスがあそこを建てて、そのバックに銀行が融資しているという状況があるから、もう我々社会福祉法人が太刀打ちできないような状況で、今全国にこういった日中支援型のグループホームができていく状況があるんです。

そういう中で、多分あそこも、ふわふわさん、恵が手を引いたら、同じような系列が担うような感じになるのかなと思うんですが、そういう意味でもしっかりとそういう相談の窓口というものは常に設けていかない、行政として責

任を取らないといけないと思うんですよ。

今回、優生保護法で、最高裁がこの優生保護法ができたときから人権侵害だという判決が出たんですよ。優生保護法があるから、もう堕胎手術をしてもいいんだみたいな、そういう国の流れ、政府の流れが最高裁で変わった。本当に法律が、障害のある人たちにとって人権は守られているかどうかというのは常に見ながらやらないと、法律上こうなっていますから致し方ないですねというのはもう最高裁では許されないということがはっきり出たわけだから、そういう意味の人権を守るという意味でも、窓口は設けて、何かあったらちゃんと訴えていく仕組みをこれからつくっておかないといけないんじゃないかなと思いますので、ぜひそこら辺を検討していただけるとありがたいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、御発言はいかがでしょう。

私から一つ、初歩的な質問なんですけれども、7月31日の回答期限以降の市としての情報収集と、機関に対する情報の共有というのはどういう形で、今後、見通しはどのようにお持ちでしょうか。

【管理係長】 その事業所の方針というところは、厚生労働省のほうにまず事業所から報告がなされるというところで、それが随時東京都にも伝えられる、それがまた区市町村にも伝えられるという流れになるかと思しますので、そちらを受けまして、また皆様への情報提供等の方法につきましても考えていければと考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

先ほど委員からあった、まさに利用者さんのもともと住んでおられる自治体との連携をして相談窓口をつくるということも恐らく関連すると思うので、特に東久留米市としての情報収集と情報提供が多分この後の、特に初動と言えればいいんでしょうか、その恐らく重要な鍵になるのかなという印象を持ったので、発言しました。ありがとうございます。

委員、お願いします。

【委員】 市が動かなければ、もうこちらでやりますので、それで何かあれば報告をさせてもらいたいなと思っています。

それとあと、日中支援型なので、またこの場にも半年に1回の報告というものはあるんですか。そこはちょっと確認したいと思います。

【管理係長】 基本的には、最初の開設の段階で1回と、開設後半年、その後1年に1回という形で決められているところではあるんですけども、こういった経緯があるというところで、必要な際に御意見をお伺いするという形で

考えていければと思います。

以上でございます。

【会長】 ちょっと確認していいですか。細かいことで申し訳ありません。つまり、もともとのルールでいくと、前回の来ていただいたときの1年後になるんだけど、この事案があるから前倒しする可能性があるという意味ですか。

【管理係長】 おっしゃるとおりです。次回の自立支援協議会は11月に予定しておりますので、そこなのか、まだ今具体的には申し上げられないんですけども、その辺は考えていきたいと思います。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 今現状どうなっているのか、ちょっと教えてもらえれば。

【委員】 施設長から家族のほうにいろいろなこの連座制についての説明などがありました。まだ株式会社恵の会社としての方針が決まっていないと言っておられました。

【委員】 埼玉の行田では、わおん、動物を飼いながら、動物の餌は利用者が負担しなくてはいけないところとか、何か幾つか日中一時支援型のグループホームで全国展開しているところが譲渡するのではないかという話をしているので、どのようになるか分からないんだけど、でも利用者や家族を守るという意味でも窓口はあったほうがいいのかなどは思っているので、いろいろ情報共有しながら、本当に見守って、本当に安心した暮らしができるように、できるだけ力を出せたらいいなと思っています。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 この資料の12ページにありますように、関東近辺に104か所のグループホームを運営していて、そのうちの77か所が不正請求をしていたというところで、連座制を適用されるというのは当たり前かなと思っています。

本当に現場の職員は頑張っているし、施設長をはじめ職員の人たちは本当によくやってくださっているので、今働いてくれている職員と利用者を何とか守っていかないといけないなと思っています。

なので、日中サービス支援型ですし、自立支援協議会で説明をして、市がゴーサインを出して、東京都からも認可を受けた施設ですので、では不正をしたからといって切り捨てるのかどうするのか、東久留米市として、ふわふわをどうしていくのかというのを伺いたいなと思います。

【会長】 もし答えられることがあれば、お願いします。

【障害福祉課長】 先ほどから説明があるとおり、今後、恵のほうでグループホームふわふわ東久留米をどのようにしていくのかということが明らかに

なっておりませんので、その動きを注視していく必要があるのかなと思っておりますし、あとは、この自立支援協議会の中で評価の場というものを設けておりますので、その中できちんと厳しい目で事業運営についてチェックをしていくことで、どのような形になっても利用者さんが安心して利用できるように進めていければと市のほうでも考えております。

以上でございます。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 一応この文章にもあるように、事業としては継続できる、その指定まではできるけれども、新しい人を入れたりとかはできなくなるから、本当にそれに不正請求している部分も戻さなくてはいけないから、どのぐらい本体が出せるのかということになると思うんだけど、愛知での相談窓口で半分ぐらいはスタッフからの相談なんです。「僕はこんなところで働いてしまって、本当に苦しかった」という話なので、おっしゃるように、現場の職員は、本当に障害福祉で障害者を支えていこうという人たちでやってきた大半の人たちが多かったと思うんだよね。だから、それが、恵が日中支援型サービスができた途端に全国展開をして、それでおかしくなったという話だから、そういう意味でもしっかりそういう検証をしながらやっていかななくてはいけないし、本当に運営できるかどうかというのが、本社がどう考えるかと。基本的に、本社が請求していたということで不正請求になってしまった部分もあるから、その仕組みがどうなったかなということもしっかり聞かないと、市としては聞いておかないと、市の責任の中では、ちゃんと請求業務をこの東久留米ふわふわでやっているのかどうなのかも含めてチェックしてもらえるとありがたいなと思っています。

【会長】 関連して、いかがでしょうか。

なかなか先が見えにくいんですけれども、先ほど申し上げたように、市としての情報収集、あるいは必要であれば機関を使ってでも情報収集をしながら、利用者さんと職員をどのように守っていくかということに尽きるのかなという気はします。ただ、もちろん経営上の問題があるので、そちらはこちらではどうすることもできないんですけれども、そこも含めての注視になるのかなという印象を私自身は受けました。

関連して、いかがでしょうか。御発言がおありの委員はいらっしゃいますか。

すみません。時間が押していて大変申し訳ないんですが、では一度報告事項をここで終えさせていただきます。

次第の3番、その他で、就労支援部会の報告について、部会長からお願いいたします。

【委員】 自立支援協議会の就労支援部会で、第1回の会議を7月10日水曜日14時から東久留米市役所の3階の会議室で行いました。その議事録についてまた改めて、皆さんに今日はお配りはしていないんですけれども、概要について今日は御説明をさせていただきたいと思います。

第1回目でもありましたし、あと委員も若干代わったというところもありましたので、当日の参加は、部会のメンバーが9名、あと事務局が2名、全部で11名の参加がありました。

今回は副部会長を選任するということで、めるくまーの小林委員を副部会長に選任させていただいております。

令和6年度の部会の進め方としてなんですけれども、今年度については、特定短時間雇用とか、いろいろな障害者雇用についての制度が変わってきているというところもありましたので、ハローワーク三鷹の石渡委員にも御協力をいただきながら、10月23日水曜日を設定させていただきまして、勉強会、就労・雇用促進のセミナーを行うというところで話を進めさせていただいております。なので、内容については、特定短時間雇用について、あとは障害者雇用の制度の説明です。また、実際に東久留米でも短時間雇用で働いている方もいらっしゃるの、働き手による体験談をちょっと話してもらおうかという、まだ概要なんですけれども、また近くこの会議を開きまして、皆さんにお伝えできるといいなと思っております。

会場は市のほうをお願いしておりますので、また詳細が決まりましたら御連絡をしたいと思います。

当初は就労支援系の事業所を主にとのお話もあったんですけども、市内の作業所とか、いろいろな関係者にもお声がけをさせていただいて、勉強会ができるといいかなと話を進めております。

もう1点は、新しいメンバーもいましたし、参加者についての自己紹介とか、あと各施設の課題等々、そういったものの話をして、会議としては終わっております。

簡単ですが、以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

本件につきまして、御意見、御質問等がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに報告等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは最後に、次回の日程につきまして、事務局よりお願いいたします。

**【地域支援係長】** 次回第3回の協議会ですが、11月11日月曜日の午後2時から予定しております。開催通知にて改めて御案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

**【会長】**

それでは、本日の議題はこれで終了いたしました。時間が過ぎてしまって、大変申し訳ありませんでした。円滑な議事進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございます。

追って事務局より議事録の確認があると思いますので、御出席いただいた皆様におかれましては、確認をよろしくをお願いいたします。

それでは、第2回の協議会をこれで閉じたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——